

大阪歯科学会学術奨励賞規程

(趣旨)

第1条 歯学およびこれに関連する医学の進歩、発展に貢献する若手研究者が執筆した研究論文に対して表彰するために大阪歯科学会学術奨励賞（以下、「本賞」）を設ける。

(審査対象)

第2条 審査対象の業績は次のとおりとする。

1. 原則として審査年度を含む過去3年間に本学会例会において発表し、かつ本学会学術雑誌に掲載された原著論文とする。
2. 個人研究または共同研究のいずれでもよい。
3. 本学会理事が推薦したもの、または著者が応募したものとする。

(資格)

第3条 本賞は次の各号に該当する論文に授与する。

1. 応募申請者は、2年以上にわたって本学会会員であること。
2. 応募申請者は、申請時に40歳以下の研究者とする。
3. 原則として教授は応募申請者としない。

(募集方法)

第4条 本賞候補論文の募集方法は、次のとおりとする。

本学会理事による推薦書または応募申請書に第5条の2,3に規定された書類を添えて、毎年の10月31日までに大阪歯科学会会长（事務局宛）に申請する。

(申請手続)

第5条 応募申請者は、以下の書類を提出する。

1. 本賞推薦書または同応募申請書（それぞれ所定の用紙）……………1通
2. 講演抄録および対象論文の別冊またはコピー……………各6通
3. 共著の場合は共著者の同意書……………1通

(受賞数)

第6条 受賞論文は各年度当たり若干編とする。

(選考)

第7条 毎年1回、常任理事会で選出された5名の委員による選考委員会で審査選考する。

(決定)

第8条 前条により選出された候補論文は、常任理事会および理事会の議を経て受賞論文と決定する。

(表彰等)

第9条 毎年の総会時に賞状および副賞を授与する。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会および理事会の議を経て行う。

(その他)

第11条 本規程に関わる事務は庶務部が行う。

附則

1. 本賞は、1996年9月1日に創設する。
2. 本賞の基金は、大阪歯科学会学術奨励賞基金を以て行う。
3. 本規程は1996年9月1日に施行する。
4. 本規程は2004年7月14日に一部改正した。
5. 本規程は2017年6月14日に一部改正した。
6. 本規程は2023年9月13日に一部改正した。
7. 本規程は2024年9月11日に一部改正した。